

りまで板敷ではなかつた可能性も大きく、また「おくざしき」にも「とこ」を備えず、その前面開口も相当古い形に復原されることなどをあげることができます。

建設年代を示す資料などは発見されていないが、編年比較上、少なくとも十八世紀半ば以前に位置づけられるもので、会津うまや中門造の成立との関連でこの住居の意義は大きいと考えられる。

彫 刻

木造地蔵菩薩坐像

一 輛

木造地蔵菩薩坐像

一 輛

西光寺本尊の延命地蔵は、胎内に「大たんなんたくち西光寺 応安七年時代作。像高四十一センチメートル。南北朝

木造地蔵菩薩坐像

一 輛

木造地蔵菩薩坐像

一 輛

西光寺本尊の延命地蔵は、胎内に「大たんなんたくち西光寺 応安七年時代作。像高四十一センチメートル。南北朝

所蔵地 東白川郡古殿町大字田口
所有者 字久保田二九九番地 西光寺

延命地蔵の形をなすが、通肩から腹部、下肢に流れる衣文線は前作の阿弥陀如来に近く、ことに背面の彫刻はそつくりである。像が小型化し、かつ型式化が進む時代の勢をよく示しており、乗円仏の西会津町真福寺の地蔵（康安二年銘、一三六二年）以降の変遷を見る上でも貴重な資料である。

という銘がある。すなわち大檀那田口西光寺、応安七年八月二十八日（一三七四年）、仏師治郎法橋乗円といふ意味である。同、西光寺の阿弥陀堂本尊の宝冠阿弥陀（応安四年、乗円銘）造頭三年後にある。



県指定 木造地蔵菩薩坐像（湯川村）

左手先、錫杖を失い、足先を損傷しているが、鎌倉末期を下らない作である。県内の地蔵菩薩の坐像ではもつとも古い。

西光寺本尊の延命地蔵は、胎内に「大たんなんたくち西光寺 応安七年時代作。像高四十一センチメートル。南北朝

所蔵地 東白川郡古殿町大字田口
所有者 字久保田二九九番地 西光寺

延命地蔵の形をなすが、通肩から腹部、下肢に流れる衣文線は前作の阿弥陀如来に近く、ことに背面の彫刻はそつくりである。像が小型化し、かつ型式化が進む時代の勢をよく示しており、乗円仏の西会津町真福寺の地蔵（康安二年銘、一三六二年）以降の変遷を見る上でも貴重な資料である。

梨明尊檀那名簿、至徳元年（一三八四年）良朝二所熊野檀那譲状をはじめとする中世文書、及び近世文書からなる膨大な文書群のうちの中世文書及びこれに準すべき関連近世文書である。

八楓（近津）別当大善院は、中世後期には白河城主結城白川氏をはじめ、白河領の武士、農民らに対する先達職を掌握し、白河領の人々を先導して連年上方にのぼり、その一行は七百人に及んだことがあり、八楓文書にはこの先達職にかかる檀那譲状、あるいは大善院を統轄した京都聖護院からの文書などが多く見られる。また、近津宮ともよばれた都々古別神社は、結城白川氏のあつく信仰するところとなり、これを示す結城白川氏の寄進状などが含まれている。戦国末期には会津蘆名氏の進出を反映して蘆名盛氏と結城白川晴綱の連署状がみえるが、その後は常陸佐竹氏の白河掌握によつて佐竹氏の発給文書が現われ、中世終末の天正末年に至つて豊臣秀吉朱印状が現われる。

以上、八楓文書は中世奥羽の武士領主と農民の信仰と生活のあり方、及び政治情勢を明らかにする重要な史料であり、これが中世八楓別当の面影を今に伝える八楓氏宅にそのまま襲藏されていることは、その価値を更高いものとしている。

書 跡

八楓文書 二百四十二点

書 跡

八楓文書 二百四十二点

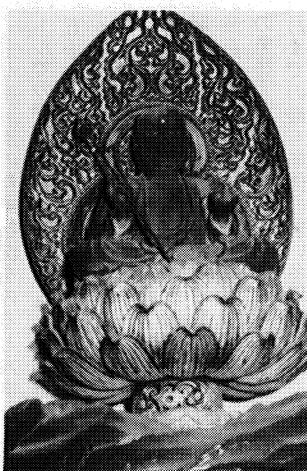
書 距

八楓文書（二百四十二点）は、古来の名社、八楓の都々古別神社の別当大善院（八楓氏）に伝來した文書であつて、応安三年（一三七〇年）刑部阿闍

重要有形民俗文化財

上行合人形

所有者 郡山市田村町上行合龜河



県指定 木造地蔵菩薩坐像（古殿町）

所有者

禪定寺

所在地

田川字サエン乙

五九の一

所有者

禪定寺

所在地

田川字サエン乙

五九の一

書 距

八楓文書 二百四十二点

書 距

八楓文書 二百四十二点

書 距

八楓文書（二百四十二点）は、古来の名社、八楓の都々古別神社の別当大善院（八楓氏）に伝來した文書であつて、応安三年（一三七〇年）刑部阿闍